

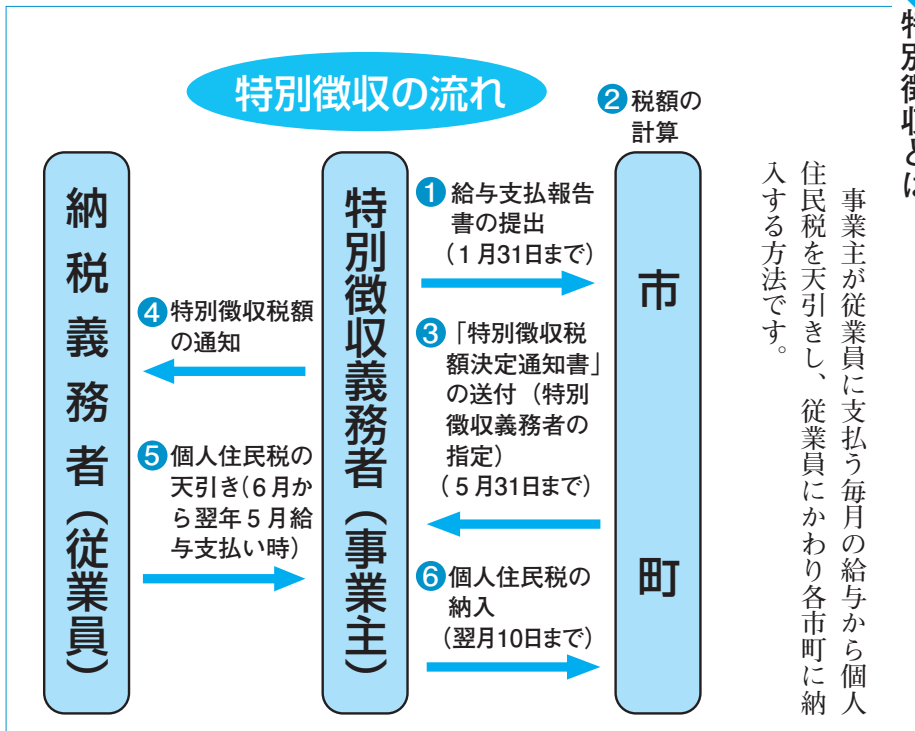
# 事業主の皆さんへ

# 個人住民税は、所得税と同じく 給与から天引きしていただきます

静岡県と県内市町では、平成24年度から、所得税の源泉徴収を行っているすべての事業主の皆さんに、個人住民税の特別徴収をしていただくことになりました。  
ご理解・ご協力をお願いします。

## ◆特別徴収とは

事業主が従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員にかわり各市町に納入する方法です。



### ① 給与支払報告書の提出 (1月31日まで)

例年どおり1月31日までに「給与支払報告書」を提出してください。提出後、特別徴収とする従業員を把握します。また、特別な理由に該当し、普通徴収とする場合は、これまで使用していた仕切り紙のかわりに、「**個人住民税の普通徴収への切替理由書**」をご使用ください。

※普通徴収とは、従業員が各市町から送付される納税通知書により、年4回の納期で納付する方法です。

### ② 税額の計算

所得税と違い、各市町で税額を計算します。特別徴収する金額は、年税額と各月ごとの税額を記載した「特別徴収税額決定通知書」を各市町から送付しますので、事業主の皆さんが税額を計算する必要はありません。

### ③ 「特別徴収税額決定通知書」の送付(特別徴収義務者の指定)(5月31日まで)

5月31日までに「特別徴収義務者指定通知書」「特別徴収税額決定通知書(事業主用・従業員用)」「納入書」などを送付します。富士市では、5月中旬に送付しています。なお、所得税の源泉徴収を行っているすべての事業主は、各市町から特別徴収義務者に指定されます。

### ④ 特別徴収税額の通知

事業主の皆さんから従業員へ、「特別徴収税額決定通知書(従業員用)」を渡してください。

### ⑤ 個人住民税の天引き

6月から翌年5月までの年12回、従業員の毎月の給与から、送付された「特別徴収税額決定通知書(事業主用)」の金額どおりに個人住民税を天引きしていただきます。

### ⑥ 個人住民税の納入

天引きした個人住民税は、月ごと取りまとめた金額を納入書に記載し、翌月の10日(10日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)までに納入してください。例えば、6月分の給与から天引きした個人住民税は、7月10日までに納入していただきます。

◆個人住民税特別徴収制度に関して詳しくは、静岡県ウェブサイトを「<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/tokubetuyousyu.html>」をご覧ください。

富士市提出用  
個人住民税の普通徴収への切替理由書

## ■問い合わせ

市民税課市民税第一担当

☎(55)2734

☎(53)0974

✉ [siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp)